

議案第32号

南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年南
風原町条例第16号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成28年 5 月24日提出

南風原町長 城 間 俊 安

（提案理由）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成28年厚
生労働省令第22号）が平成28年 4 月 1 日より施行、建築基準法施行令及び地方自治法
施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第 6 号）が平成28年 6 月 1 日に施行され
ることに伴い、南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する必要があるため提案する。

南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第1条 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年南風原町条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び4条を加える。

（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となる時は、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める者を置かなければならない。

第7条 前条の事情に鑑み、当分の間、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

第8条 附則第6条の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第9条 前2条の規定を適用する時は、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた

者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、保育士の数(前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。)の3分の2以上、置かなければならない。

第2条 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第28条第7号イの表中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備(同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。)を有する」を削り、「付室」の次に「(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)」を加え、「第2号、」を削り、「第3号」の次に「第4号」を加え、「第9号」を「第10号」に改める。

第43条第8号イの表中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備(同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。)を有する」を削り、「付室」の次に「(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)」を加え、「第2号、」を削り、「第3号」の次に「第4号」を加え、「第9号」を「第10号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定は、平成28年4月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、平成28年6月1日から施行する。